

平 戸 市 監 査 公 表 第 96 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 26 年 11 月 28 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 山 田 能 新

第 1 監査の対象

市民福祉部福祉課

第 2 監査の期間

平成 26 年 10 月 27 日～31 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 23～25 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

- ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
- ② 予算目的に反する支出はないか。
- ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行

われているか。

④ 契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

① 公印の管理状況

② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

③ 文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成 23～25 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

【指導事項】

① 災害援護資金貸付金等の返還金について

災害援護資金貸付金について、平成 23 年度から 25 年度にかけて調定額では 6,994,507 円から 4,107,170 円へ、未収額では 4,991,190 円から 3,572,850 円へ、件数では 6 件から 4 件へと減少しているが、平成 24 年度には 1 件だけ全く徴収がなされていない。また、生活保護法 63 条返還金、78 条徴収金について、23 年度未収額が 5,118,144 円、24 年度が 4,781,410 円、25 年度が 4,822,448 円である。未収額が減らないのは高額な繰越未収金が数件残っていることが主な理由であり、23 年度にも高額な未収金が発生している。日常の所得状況の把握に努めるとともに、未収金の徴収の強化を図られたい。

② 保育料未収金の徴収について

保育料の未収額は、平成 23 年度 7,804,831 円、24 年度 10,381,209 円、25 年度 10,559,411 円と年々増加しており、うち過年度分についても 4,429,251 円、4,928,319 円、5,401,651 円と増加している。特に 24 年度は現年度未収金が 5,452,800 円と対前年度比で 2,077,310 円増加している。これは、主に 200 千円以上が 8 件、100 千円以上が 9 件発生したためである。滞納者に対しては、児童手当窓口支給の折に保育料納入への理解を求めており、その効果もでてきているが、できるだけ現年度分を発生させないことが必要である。入園説明会において保育料への理解を求めることや滞納が続く保護者に対しては早めの面談などを通して積極的に納入への働きかけを行う必要がある。

③ ふれ愛センター度島について

平戸市ふれ愛センター度島条例では利用料金は設定されていないが、指定管理者の基本協定書、第19条1項3号で料金収入の実績及び管理経費等の収支状況の報告が求められていることから、条例と基本協定書の内容に齟齬が生じている。また、指定管理料には年間の光熱水費が含まれているが、現状では収入としては指定管理料のみとなっている。使用量の増大に伴う予算の不足が生じた場合の対処はどのようになるのか、併せて指定管理料積算基礎の中で初年度に必要な電話回線初期費用27,324円が2年目以降も対象経費となっているので検討されたい。

【意見】

① 社会福祉法人に対する指導監査業務について

当事業は、平成25年4月より市において実施することになり、当該法人への口頭又は文書による指摘がなされている。平戸市社会法人指導監査指導要綱によると文書による指摘を行う場合として、10条2項1号で関係法令、通知、定款等に明らかに違反し、法人運営に重大な支障が生じ、又は生じるおそれがあるとき、同2号で過去の口頭指導事項の改善を怠っているときとしている。また、3項では文書指摘事項については是正または改善状況を報告させるとしている。平成25年度に行ったN保育園に対する指摘事項では口頭による指摘が8件、文書による指摘が1件となっている。その中で、施設運営業務を兼務している役員である保育所長が理事会での報酬(費用弁償)は認められないとして返還するよう口頭指摘をしているが、金銭の授受に関する事項は文書による指摘とするほうが望ましい。また、口頭による指導事項についても文書による回答を得ることができないか運用の検討を図られたい。

② 障害者の生活支援事業(委託事業)について

本事業には、障害者移動支援事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等があるが、各事業ともに請求書や実績記録票等をもって、事業の確認がなされたとしている。事業の履行確認については、事業の記録票等を抽出し利用者等に確認するなどの方法を執ることが必要である。

③ 療育支援センターについて

平戸市療育支援センター「あったかさん21」の施設は、昭和41年に建設され築後48年を経過しており、建物の耐震が不十分で、老朽化が激しい。利用者の安全のためにも、建物の建替え、移設等の検討が必要と思われる。また、療育に関する用具類は平成14年度の購入が多く、事業の趣旨から使用が困難であれば買換えなど検討されたい。

④ 緊急通報システムサービス業務委託について

平成 25 年度緊急通報システムサービス業務委託を 1 者見積りで随意契約として
いる。その理由として緊急性が高く、財務規則第 24 条ただし書きにより、目的、
性質その他やむを得ない場合は 1 者の見積もりを認めているためである。一方、
業務委託仕様書中「その他」には、契約終了後、次期業者が決定しサービス業務
を開始するまでの間は、前事業者が引き続き業務を続行するものとなっている。
これらのことから本事業の特殊性は認めるものの、価格の見直しやシステムの進
歩への対応など不断の努力は必要であり、複数見積もりの徴収が求められる。

⑤ 平成 25 年度の高齢者支援センター委託事業について

要支援、要介護認定を受けていない 65 才以上 (3,146 人) を対象者として二次
予防対象者把握調査事業 (単価 2,500 円) が実施されており、報告書によるとその
うち二次予防対象該当者は 64 人となっている。調査内容項目として世帯類別、日
常生活動作総合評価、認知度、高齢者福祉サービス利用状況、災害時緊急避難状況
等があり、調査データは要援護者ネットワーク、高齢者見守りネットワーク事業
などで活用されているとしている。しかしながら有効性は認めるものの効率性が低
い事業となっている。理由として、本事業は毎年実施されており、二次予防対象該
当者数から判断するに例年同様の調査報告がなされている。したがって、予防事業
であるなら本人や家族による申告及び地域や関係機関からの情報提供などで対応
できないのか。また、65 才以上を調査対象者としているが調査年齢の引き上げが
できないのかなど調査方法について検討することが望ましい。

第 6 むすび

平成 26 年 4 月の部制再編により、福祉課は 6 班体制と包括支援センターを擁し、
業務が拡大することとなった。また、25 年度より社会福祉法人設立認可や指導監
査等に関する事務が県から市に移管され、すでに関係法令に基づき法人に対する財
務諸表等の監査が実施されている。福祉行政は、高齢者、障害者、低所得者、乳幼
児、児童、要介護者など、社会的・経済的弱者のみならず全年代を通して市民生活
に最も直結した行政事務といえる。一方、国の福祉施策は度重なる制度改正が行わ
れ、職員にとって制度の習熟と市民への周知及び適切な事務の執行が求められ、業
務は多忙を極めていく。

また、平戸市障害福祉計画、高齢者福祉計画、介護保険事業計画は計画年次が
26 年度で終了するため、現在新たな計画が策定中である。次世代育成支援行動計
画 (後期計画) も 26 年度で終了することから、市報 11 月号で事業の一部の進捗状
況が掲載されている。このように事業計画の検証と公表、モニタリング調査などは
事業を推進するうえで重要なことであり、今後とも確実に執行されることが求めら
れる。

福祉行政はその多くが国の制度に基づき執行されるが、内容は複雑多岐にわたり
市民にとっても分かりにくいところがある。そこで、福祉制度に通暁した専門職員

の配置により福祉窓口のワンストップ化を図り横断的な福祉制度の活用を提供するなど、市民が利用しやすい環境の整備に努めることでさらなる市民の信頼が得られるよう望むものである。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。